

令和 4 年 6 月 20 日現在

機関番号：24302

研究種目：研究活動スタート支援

研究期間：2019～2021

課題番号：19K23249

研究課題名（和文）精神科入院患者の人権救済制度の運用のあり方に関する研究

研究課題名（英文）State of Application of Human Rights Relief Systems for Patients Admitted into the Psychiatry Department

研究代表者

宮田 暢子（MIYATA, NOBUKO）

京都府立大学・公共政策学部・助教

研究者番号：80845157

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,000,000円

研究成果の概要（和文）：本研究では、精神科入院患者の人権救済制度である退院等審査請求制度の、申請受付窓口における請求手続き環境と運用の実態を、患者の利用のしやすさに着目し、明らかにした。また請求受付で実施されている患者の請求のしやすさにつながる取り組みを明らかにするとともに、諸外国の精神科患者の人権救済制度や運用より示唆を得て、退院等審査請求制度のよりよい運用のあり方を示した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究の学術的意義は、退院等請求制度の請求窓口における運用や窓口へのアクセス環境の実態を初めて明らかにした点、また望まれる退院等請求制度運用、とりわけ請求手続きの運用のあり方や請求環境を示した点にある。加えて、現制度下において請求のしやすさにつながる取り組みを行っている複数の自治体の具体事例を明らかにし、これらを全国の精神医療審査会とその事務局に共有した点で社会的意義も有する。

研究成果の概要（英文）：This study clarified the actual state of the request procedure environment and application of the Review System Based on Discharge Requests—a human rights relief system for patients admitted into the psychiatry department—in the request reception services, with a focus on patients' ease of use. Moreover, the study clarified the endeavors implemented at request receptions in relation to the patients' ease of request and showed a better method of application of the Review System Based on Discharge Requests upon obtaining suggestions from the psychiatry department patients' human rights relief systems and applications in foreign countries.

研究分野：社会学およびその関連分野

キーワード：人権救済制度 精神医療審査会 退院請求 処遇改善請求 精神科入院患者 精神保健福祉法 精神保健福祉センター

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。

1. 研究開始当初の背景

精神保健福祉法第38条の4および5に定めのある「退院等の請求」と「退院等の請求による審査」(以後、退院等請求制度)は、1987年に創設された精神科入院患者のための人権救済制度である。市民的及び政治的権利に関する国際規約(B規約)第9条第4項には「逮捕又は抑留によって自由を奪われた者は...及びその抑留が合法的でない場合にはその釈放を命ずることができるように、裁判所において手続をとる権利を有する」とある。精神科病院では、患者が医療と保護のため、強制的な入院や家族をはじめ外部の人との通信や面会の制限、閉鎖病棟での治療や個室での隔離、身体拘束といった行動上の制限を受ける場合があることから、この制度は設けられている。

退院等請求制度の具体的な内容は、精神科入院患者が強制入院や行動制限などにより、人権が侵害されているのではないかと等といった不服を持った場合、各都道府県知事または各政令指定都市長、実際には全国に67ある精神保健福祉センター内の精神医療審査会事務局等へ入院患者等が、退院や処遇改善に関する審査を申立て、精神科入院患者の人権救済機関である精神医療審査会が、患者の入院の適否や処遇改善の要否について審査を行うものである。したがって入院患者等の請求者から請求があって人権救済はなされることから、請求者の請求手続きの運用や環境が整備され、機能していることが求められる。

しかし精神保健福祉法や厚生労働省告示等の法令など、退院等請求制度やその審査を担う精神医療審査会の実施運用や実施環境等の定めを確認する限り、入院患者にとって申立てやすい運用や環境が整っているようには見受けられない。また67ある精神医療審査会は、上記の法令等を基に、審査会ごとに運営規則を定めて運用することになっていることから、各審査会の運用の全容は見えない。退院等請求制度の請求手続きは人権救済に直結するものであるにも関わらず、請求手続きやその請求のしやすさに焦点をあてた報告はほとんど見られない。こうしたことから、本研究に着手した。

2. 研究の目的

本研究の目的は、精神科入院患者の人権救済制度である退院等請求制度を誰も障壁なく利用できることを目的に、退院等請求制度の運用のあり方について、入院患者にとっての利用のしやすさに着目して検討することである。

3. 研究の方法

研究課題は(1)退院等請求制度の利用のしやすさに関する実態を把握すること。(2)国内の退院等請求制度の運用のあり方の示唆を得ること。(3)国内の精神科入院患者にとって利用しやすい退院等請求制度の運用のあり方提言を行う、の3点である。

各課題の方法・手順は、(1)は、⑦退院等請求制度の利用のしやすさ、とりわけ請求のしやすさにかかわる論点を先行研究から抽出と整理し、④退院等請求制度の請求窓口や窓口へのアクセス環境、また事務局職員の患者への対応等の現状をアンケート調査により把握した。(2)は、⑦入院患者の請求のしやすさにつながる取り組み内容を、事務局へのインタビュー等調査より明らかにするとともに、⑤海外の精神科入院患者の人権救済制度と運用に関する実態を把握するため、イングランドとカナダのブリティッシュコロンビア州における精神科入院患者の人権救済制度とその運用について文献調査を実施した。

4. 研究成果

(1) 退院等請求制度の利用のしやすさに関する実態

⑦ 先行研究における入院患者の審査請求のしやすさにかかわる論点整理

退院等請求制度の利用のしやすさ、とりわけ請求のしやすさにかかわる論点を抽出し、整理した。結果入院患者の審査請求のしやすさには a) 患者への制度説明は原則1度でよいが、それで患者が情報を十分得られているか。b) 理解や判断能力が十分でない患者が、制度を利用するための支援があるか。c) 制度を理解し請求意思を持つ患者が、請求窓口へアクセスするための環境が十分に用意されているか。d) 請求窓口の職員が運用原則を遵守しながらも、柔軟な対応ができるか。e) 審査が迅速に行われるかどうか等が関係していると考えられてきたことが明らかとなった。

④退院等請求制度の利用にかかわる請求受付と広報の状況に関する調査

退院等請求の相談や請求の窓口となる全国 67 の精神医療審査会事務局を対象に、アンケート調査を実施した。59 事務局 (88.1%) から回答が得られた。

調査より a) 請求手続きの具体的な方法を知るには、病院職員や事務局等へ問い合わせる必要があること。b) 入院患者が公衆電話で事務局へ電話する場合は、手元に通信費を所持しておく必要があること。c) 事務局によって、入院患者に制度や請求手続き方法について説明を行う判断基準は異なること。d) 一部の事務局に請求する場合は、あらかじめ所定用紙を事務局へ取り寄せる必要があること。e) 所定用紙の取り寄せには、日数を要することも考えられること。f) 外国語で制度や請求手続き方法等の情報を得る場合は、通訳を介すなどして、病院職員や事務局へ問い合わせる必要があること等がわかった。こうしたことから患者にとって、現在の退院等請求制度の請求環境や運用が、必ずしも利用しやすいものとなっていないことが示唆された。

(2) 国内の退院等請求制度の運用のあり方への示唆

⑦退院等請求制度の利用における精神医療審査会事務局の取り組み

請求のしやすさにつながる取り組みは、調査同意の得られた 6 事務局を対象に実施した。取り組み内容は a) 時間外の留守番電話対応。b) 訪問による請求支援。c) 請求所定用紙の病棟内等への配架。d) 外国語事例対応のための事務マニュアルの作成等であった。これらは、審査請求の相談や受付過程にかかわる取り組みから、審査過程にかかわるものまで、幅広いものであった。またその取り組みは、業務上の工夫にとどまらず、中には予算が確保されているものや事業として実施されているもの。そして単年度ではなく、継続的に取り組まれているものもあった。これらの取り組みは、各精神医療審査会やその事務局内で検討され、地域の実情に応じ、精神医療審査会やその事務局毎で、実施されていた。

⑧イングランドとカナダブリティッシュコロンビア州における精神科入院患者の人権救済制度とその運用

イングランドにおける精神科患者の人権救済は Mental Health Review Tribunal が担っていた。イングランドの精神科患者救済制度とその運用は 2008 年に新設されたが、わが国の精神科患者の人権救済の関係法規に定められている運用と比べると、その内容は詳細な規程であり、実効性を保障する環境やシステムも整備されていた。具体的には、たとえば患者の権利擁護を担う独立精神保健権利擁護者 (IMHA) 制度が存在し、強制治療となった患者はその制度を利用することもできる。また患者の権利や退院等請求制度やその手続き方法に関する情報を IMHA 等から受けることが可能であった。その他、NHS や公的機関は、言語やコミュニケーションの支援を必要とする利用者にそれらを提供する義務があり、手話を含めた通訳が提供される等の環境も整備されていた。この背景には、イングランドで 2010 年に施行された様々な人々の人権や機会均等に関する平等法の存在がある。わが国の障害者差別解消法における事前環境整備に近い合理的配慮が、イングランドでは実施されていると考えられた。

一方、カナダブリティッシュコロンビア州 (以後、BC 州) における精神科患者の人権救済は、BC Mental Health Review Board が担っていた。BC 州の精神科患者の人権救済の運用は、イングランドのそれと比べると限定された内容と考えられたが、わが国の運用規程よりは詳細に定められていると考えられた。また BC 州では保健サービス局により、医療における手話通訳や通訳システムが 2003 年から提供されていた。これらはカナダ権利自由憲章やカナダ人権法等により、カナダ全州で様々な人々への差別が禁止されていることがあると考えられた。BC 州における精神科患者救済制度の運用実効性を保障する環境もまた、障害者をはじめとしたさまざまな人々の差別解消に関する国内上位法によって整備されつつあると考えられた。

(3) 国内の精神科入院患者にとって利用しやすい退院等請求制度運用のあり方提言

現在の退院等請求制度の請求運用や環境が、必ずしも利用しやすいものとなっていないこと背景には、各地の精神医療審査会の運営規則の基となる、退院等審査請求の実施運用や実施環境等にかかる法規の定めが粗いことや、定めがない事項がある等が関係していると考えられた。また定めによっては詳細に定められている事項もあるものの、その内容は 1987 年制度創設時より大きな変更が加えられていない。そのため必ずしも時代に即した運用となっていないものもあると考えられた。したがって運用側の裁量によって対応に幅が出来すぎることや、定めがない、時代に即した対応が容易でないことから、運用側が対応に苦慮し、その結果運用が入院患者にとって利用しやすいものとなっていないことが予想された。

こうしたことから、精神科入院患者にとって利用しやすい退院等請求制度運用とするためには、退院等審査請求の実施運用や実施環境等にかかる法規を過不足なく定め、また時代に即したものと、早急に改訂することが必要である。改訂にあたっては、1991 年に国

連で採択された精神科入院患者の手続き的権利の最低基準が提示されている「精神疾患を有する者の保護及びメンタルヘルスケアの改善のための諸原則」や、2020年に国連事務総長報告として発表された「障害者の司法へのアクセスに関する国際原則とガイドライン」に即した内容にすることが求められる。そして障害者差別解消法等の上位法が整備され、さまざまな申立てや請求にかかる環境が包括的に整備されることもまた重要と考える。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計1件)

- (1) 宮田暢子、退院等請求制度の請求手続きのしやすさにかかわる精神医療審査会事務局の受付環境と運用に関する実態調査、京都府立大学学術報告公共政策、査読無、13号、2021、291-313

https://kpu.repo.nii.ac.jp/index.php?action=pages_view_main&active_action=repository_action_common_download&item_id=6288&item_no=1&attribute_id=22&file_no=1&page_id=13&block_id=17

〔学会発表〕(計0件)

〔図書〕(計0件)

〔学会発表〕(計0件)

〔その他〕(計1件)

報告書

- (1) 宮田暢子、退院等請求制度の利用のしやすさにかかわる精神医療審査会事務局の請求受付環境と取り組みに関する調査報告書、2021

6. 研究組織

(1) 研究代表者

氏名：宮田 暢子 (MIYATA, nobuko)

所属研究機関名：京都府立大学

部局名：公共政策学部

職名：助教

研究者番号：80845157

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計1件（うち査読付論文 0件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 1件）

1. 著者名 宮田暢子	4. 巻 13
2. 論文標題 退院等審査請求制度の請求手続きのしやすさにかかわる精神医療審査会事務局の受付環境と運用に関する実態調査	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 京都府立大学学術報告公共政策	6. 最初と最後の頁 291-313
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

報告書 宮田暢子、退院等審査請求制度の利用のしやすさにかかわる精神医療審査会事務局の請求受付環境と取り組みに関する調査報告書、2021
--

6. 研究組織

氏名 （ローマ字氏名） （研究者番号）	所属研究機関・部局・職 （機関番号）	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------